

VI-204

建設現場の施工時における事故・災害に関する研究

東京大学 学正員 石井 貴仁
 東京大学 正員 渡邊 法美
 東京大学 正員 國島 正彦

1. はじめに

近年、建設現場の施工時における事故・災害による労働災害が社会的に問題となっている。仮に、建設業における最近の労働災害が今後とも続いていくことになれば、建設業が21世紀へ向けて活力と魅力にあふれた産業として発展を遂げる上で大きな障害となる。このため、建設業における労働災害を減少させるための有効な対策を早急に講じることが必要である。

2. 建設現場における労働災害

昭和47年に労働安全衛生法等が施行されてから労働災害は大幅に減少したが、死亡者数は昭和63年以降横ばい傾向にあり、建設業における死亡者数は製造業や運輸業の約2倍（全産業の約4割）ものレベルにある。死傷者数は着実に減少しているが、建設業が占める割合は約3割で製造業とほぼ同じである。（図-1 参照）

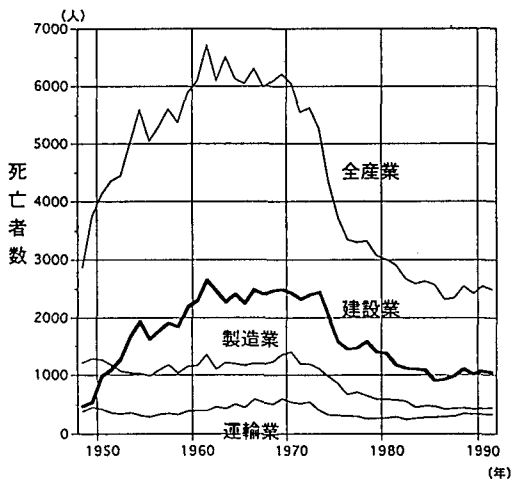


図-1 労働災害死亡者数の推移

公共発注工事と民間発注工事では死亡者数には大差ない。しかし、建設投資額あたりの死亡者数は公共発注工事の方が多い傾向にある。（図-2 参照）

土木工事と建設工事では死亡者数には大差ない。しかし、建設投資額あたりの死亡者数は土木工事の方が多い傾向にある。（図-3 参照）

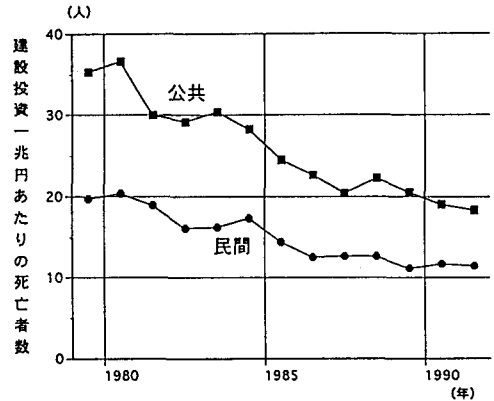


図-2 発注者別投資額あたり死亡者数

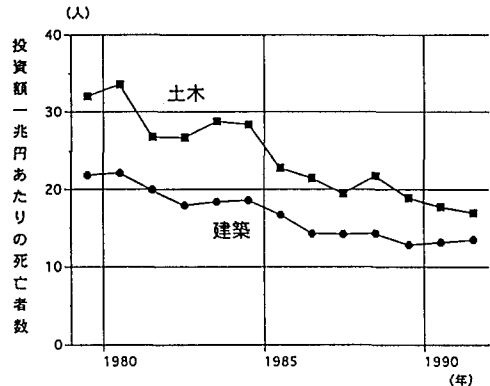


図-3 工事別投資額あたり死亡者数

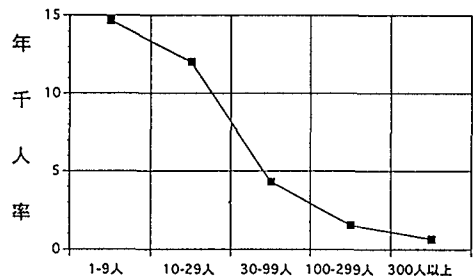


図-4 事業場の規模別年千人率

事業場の規模別の死傷者数を見ると小規模な事業場ほど死傷者数が多く、年千人率も小規模な事業場では高くなっており、小規模な事業場は危険であるといえる。（図-4 参照）

3. 労働安全に関する法律

現在の労働安全衛生法をはじめとする労働安全衛生関係の法令はかなり細かいことまで規定している。しかし、事故が起きた場合の責任は元請業者に集中しており、発注者や協力業者の責任が問われることは少ない。事故を起こさないように元請業者がきちんと安全に関する意識改革を図ろうとしても、作業員連の安全に関する意識を向上させて末端の作業員にまで浸透させることは簡単なことではない。安全行動を最優先にすることによってメリットが明確に作業員本人に返ってくるというような制度にすれば作業員が自ら積極的に安全行動をとるようになると思われる。

法令の規定通りに工事を行うことができれば事故・災害はより減少すると思われるが、現実には安全費、工期、および人手等が足りないという声がある。

書類1つを作るにしてもかなりの時間がかかり、労働時間の2割程度が書類等の作成に費やされているという聞き取り調査結果もある。現場の実状に即した実際に機能する制度が必要である。点検方法があまりに煩雑であるため省略等が行われたり、書類の形式がいろいろ異なっているため時間がかかったりしているケースもある。

したがって、制度を改定すると同時に、それをいかに現場にかかわるすべての人々にまで浸透させるかが重要な問題と考えたい。

4. 建設業界の現状と取り組み

我国の建設行政を所管する建設省でも労働安全問題に対する抜本的な取り組みを行ってきている。しかし、建設省土木工事積算基準においては、安全費に関する内容と費用が必ずしも十分に明確になっていない。一部の公益事業体の場合では、これをより明確にしている場合もあった。（図-5 参照）

実際の現場運営では、場合によって利潤と安全費とのトレードオフが行われる可能性があるため、安全に関する内容と費用をより明示して工事を発注する制度とすることは、安全性向上に効果があると考えられる。

工事現場は、打ち合わせ、パトロール、安全工程計画表の作成等を行い安全管理に努めているが、現場には、未熟練作業員も多い。安全教育しようとしても時間や資金が不十分であったり、適切な講師がいないという問題提起もある。元請職員の中にも現場経験が少ない人が工事を担当することもあり、あらゆるレベルでの質の向上が望まれる。

最近は安全設備がよくなってきたため、危険な体験をすることが少なくなり防衛本能が鈍ってきているという指摘もある。

起こってしまった事故・災害の真の原因を明らかにすることは非常に重要であると考えられる。しかし、責任問題があるため事故の情報が正確に公表されているかどうか疑問に思われた場合もあった。

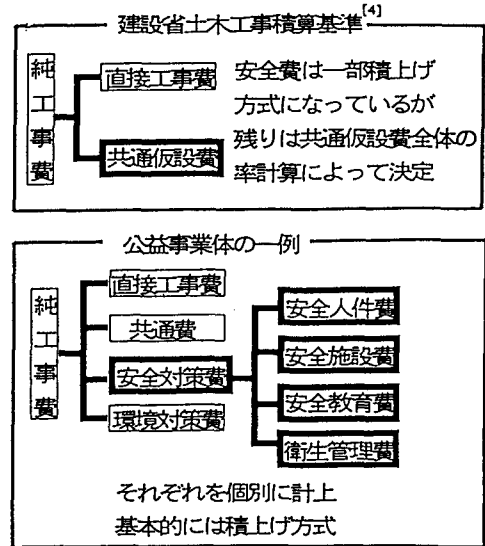


図-5 安全費の積算体系

4. おわりに

建設業における労働災害を低減させるための具体的な方策の一つとして、以下に示す施策を検討することを提案したい。

1. 安全費の明示

工事発注時点で安全対策と安全費を明示するか。あるいは、発注は安全費を除いて行い工事開始後に発注者と施工者の意見交換と協議に基づき適切な安全費を決定する。

2. 安全に関する能力・意識を高めるための作業員の資格制度の開発・導入

作業員等に対して、作業の技能および安全に関する能力・意識を客観的に判断できるような検定制度を導入し、その結果を賃金等の待遇に反映させる。

<参考文献>

- [1] 安全衛生年鑑. 中央労働災害防止協会
- [2] 建設業安全衛生年鑑. 建設業労働災害防止協会
- [3] Construction Safety Management. Nancy Morse Samelson Raymond Elliot Levitt
- [4] 建設省土木工事積算基準. 土木工事積算研究会